

防官広第11826号
令和5年6月1日

各 局 長
施設機関等の長
各 幕 僚 長 殿
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

大臣官房長
(公印省略)

防衛省広報アドバイザーの設置要綱について（通知）

標記について、別添のとおり定めたので通知する。

添付書類：防衛省広報アドバイザーの設置要綱

防衛省広報アドバイザーの設置要綱

1 趣旨

この要綱は、防衛問題、自衛隊、安全保障、防衛政策等（以下「防衛問題等」という。）に関する防衛省による広報活動に協力する者を防衛省広報アドバイザーとし、防衛省広報アドバイザーの指定要領その他必要な事項を定め、もって防衛問題等について広く国民の理解を得ることを目的とする。

2 防衛省広報アドバイザーの指定

(1) 指定の要領

大臣官房広報課長は、次の各号に掲げる事項その他必要な事項を考慮した上で、防衛問題等に関する防衛省による広報活動への協力において、特に重要な役割を果たし、より効果的な活動が期待される者を防衛省広報アドバイザーとして指定し、指定した者の名簿を作成する。

ア 防衛問題等への関心

イ 職業、経歴、実績及び国民各層に対する影響力

ウ 行政機関による広報活動への協力実績

エ メディア出演、著書の発表、SNS（Social Networking Service）の発信等の実績

(2) 指定期間

指定期間は、防衛省広報アドバイザーとして指定した者との間で合意した指定開始日から1年とし、指定期間の終了後においても継続して防衛省広報アドバイザーとして指定することが適当と認められる場合には、継続して再指定することができる。ただし、継続期間は5年とする。

(3) 指定の解除

防衛省広報アドバイザーとして指定した者が、防衛省広報アドバイザーとしてふさわしくない等の事実が判明した場合又は防衛省広報アドバイザーの活動を辞退したい旨の申し入れがあった場合には、当該指定を解除するものとする。

3 防衛省広報アドバイザーの活動内容

(1) 防衛省広報アドバイザーに対して、次の各号に掲げる事項その他必要な事項を依頼するものとする。

ア 防衛問題等に関する防衛省による広報活動をより効果的に実施するために必要な助言

イ 防衛省・自衛隊が主催する各広報イベントへの参加、防衛省・自衛隊が発信するSNSへの出演等をはじめとした広報活動への協力及びメディア出演、著作物、個人SNS等での防衛省・自衛隊の活動等の発信

(2) 大臣官房広報課長は、防衛問題等に関する防衛省による広報活動への協力の実績、継続の意思及び要望を確認するため、必要に応じて、当該実績等に関するアンケート調査を実施し、防衛省広報アドバイザーに対し、当該調査の回答への協力を依頼するものと

する。

4 感謝状

指定を終了した防衛省広報アドバイザーに対しては、別記様式による感謝状を贈呈することができる。

5 その他

- (1) 防衛省広報アドバイザーには、各種広報資料及び防衛関連資料を大臣官房広報課から送付する。
- (2) 防衛省広報アドバイザーには、適時に防衛問題等に関する説明を実施するとともに、部隊等の見学、行事等に積極的に招待する。
- (3) 細部について、特に必要な場合は大臣官房広報課長から通知させる。

○ ○ ○ ○ 殿

令和○○年○月をもちまして防衛省広報
アドバイザーの指定期間が終了いたしまし
た。

この間の御高配、御協力に対し厚く御礼申
し上げます。

これまで防衛省広報アドバイザーとして、
ご活動いただくとともに、貴重なご意見ご教
示を賜り、誠にありがとうございました。

今後とも防衛省・自衛隊に対し、御理解、
御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和○○年○月

防衛省大臣官房長

○ ○ ○ ○